



長野県報

1月18日(月)
平成28年
(2016年)
第2740号

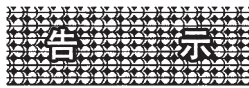
目次

告示

保安林予定森林にする旨の通知(2件)(森林づくり推進課)	1
保安林予定森林(森林づくり推進課)	2
公共測量の実施(建設政策課)	2
都市計画の決定及び都市計画の図書の縦覧(都市・まちづくり課)	2
建築基準法に基づく都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る制限(建築住宅課)	2

公告

特定調達契約に係る一般競争入札(情報政策課)	3
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(8件)(産業政策課サービス産業振興室)	4
農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧(農村振興課)	8
都市計画区域の変更(都市・まちづくり課)	10
土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課)	10
平成26年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき講じた措置(監査委員事務局)	11
特定調達契約に係る落札者の決定(生活排水課)	19



告示

長野県告示第30号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成28年1月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡中川村四徳1の21、2の11
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第31号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成28年1月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡中川村大草4935の2、4935の3
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第32号

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示します。

平成28年1月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
植科郡坂城町大字上平字小網2694の2
 - 2 指定の目的
落石の危険の防止
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び坂城町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第33号

長野市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成28年1月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量（街区基準点復旧測量）
- 2 作業期間
平成28年1月12日から平成28年3月31日まで
- 3 作業地域
長野市

建設政策課

長野県告示第34号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定しましたので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成28年1月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称
飯綱都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
飯綱都市計画区域
- 3 縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課及び飯綱町役場

都市・まちづくり課

長野県告示第35号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第1項第7号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号のニ及び別表第3の5の規定により、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る制限を次のとおり定めます。

平成28年1月18日

長野県知事 阿部守一

区 域		法第52条第1項第7号の規定により定める数値（容積率）	法第53条第1項第6号の規定により定める数値（建蔽率）	法第56条第1項第2号のニの規定により定める数値（隣地との関係についての建築物の各部分の高さの制限）	法別表第3の5の項の規定により定める数値（前面道路との関係についての建築物の各部分の高さの制限）
飯綱都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域	別図により定める区域（面積1,520ha）	10分の5	10分の3	1.25	1.25
	別図により定める区域（面積1,968ha）	10分の10	10分の6	1.25	1.25
	別図により定める区域（面積28ha）	10分の20	10分の7	1.25	1.5

（備考）別図は省略し、長野県建設部建築住宅課、長野県長野地方事務所建築課及び飯綱町役場に備え置いて縦覧に供します。

建築住宅課